

内視鏡感染防止

金光敬二

1 内視鏡室

- 1.1 施設で内視鏡検査を施行する部門を一カ所に集約する方が良い(内視鏡センターなど)。⁵¹¹(ⅢB)
 - 1.1.1 内視鏡の衛生管理と保守点検の責任者をおく。(ⅣA)
 - 1.1.2 内視鏡の洗浄・消毒、个人防护具の使い方、内視鏡の保管、検査室の清掃などに関する手順を標準化する。(ⅢA)
- 1.2 施設に適合した内視鏡の運用方法をマニュアル化する。(ⅣA)
 - 1.2.1 使用するたびに製造業者の取扱説明書に従って、圧力リーク・テストを実行する。^{511, 512, 513, 514}(ⅠA)
 - 1.2.2 使用後の内視鏡はコンテナに入れ周囲に汚染のないように洗浄室まで搬送する。(ⅢA)
- 1.3 内視鏡室は、医療従事者や患者の安全を考慮して設計され、換気設備により有害な消毒剤の曝露を最小限とする。^{511, 514, 515, 516, 517, 518, 519}(ⅠA)
- 1.4 術者、介助者、洗浄する者が、个人防护具をいつでも使用できるようにして、化学物質、血液、他の感染性物質に曝露されないようにする。^{520, 521, 522}(ⅢA)
 - 1.4.1 術者は、検査中に手袋、ガウン、マスク、ゴーグル(またはフェースシールド)を着用する。
 - 1.4.2 検査終了後、个人防护具をすべて外し、手指消毒をおこなう。
 - 1.4.3 个人防护具をしたままカルテなどの記載はおこなわない。
 - 1.4.4 介助者は、必要に応じて个人防护具を使用するが、患者毎に个人防护具を変える。
 - 1.4.5 洗浄する者は、手袋、ガウン、マスク、ゴーグル(またはフェースシールド)を着用する。
 - 1.4.6 洗浄終了後、个人防护具をすべて外し、手指消毒をおこなう。
 - 1.4.7 洗浄中であっても个人防护具をしたまま検査室から出ない。
- 1.5 内視鏡室に勤務するすべての職員は、標準的な感染管理上の推奨事項(例えば標準的な感染予防策)について訓練を受け、それを厳守する。⁵²³(ⅢA)
 - 1.5.1 内視鏡の衛生管理に関する院内研修会を開催する。(ⅣA)
 - 1.5.2 独自に院内研修会を持ちにくい施設では、地域で連携して内視鏡の衛生管理に関する院外研修会に参加する。(少なくとも年1回以上)(ⅣA)
- 1.6 内視鏡が使用前のものか、使用後のものか判別できるよう、医療機関で取り決めをしておく。(ⅢA)